住基ネットに関する訴訟の提起について

杉並区は平成16年8月24日、国および東京都を被告として、住基ネット 受信義務確認等を請求する訴えを東京地方裁判所に提起しました。

その概要は、次のとおりです。

1.訴えに至る経過

杉並区は、当初から住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)への接続については慎重な姿勢を取ってきました。それは、セキュリティや費用対効果といった観点から多くの問題があるからであり、こうした認識は現在も変わっていません。

しかし、昨年5月の個人情報保護関連5法の成立により、プライバシー保護などの観点から見て十分かどうか、といった評価は分かれるものの、住基ネット参加の法的義務が生じたものと判断し、国も認めて横浜市で実施されている「全員参加を前提とした段階的参加方式」により参加することとしました。その後、東京都や国に、この方式による参加を求めてきましたが認められず、協議によって一致点を見出すことができないため、区議会の議決も得て、東京都の受信義務を確認することを求めること等を内容とする訴えを提起することにしました。

横浜市で認めながら杉並区には認められないとする国や東京都の姿勢は、法の下の平等に反するなど、多くの問題があります。しかし、地方自治法に定められた紛争処理手続きには、この問題で杉並区から提起できる有効な方法がないため、訴訟によって紛争の解決を図ろうとするものです。

2.訴訟の意義

第一は、住民のプライバシーを守るために基礎的地方公共団体が採るべき責務と権限を明らかにすることです。住基法は住基ネットによるデータ送信を義務付けていますが、プライバシーの権利や長の適切管理義務などといった他の法益や義務とのかかわりの中で、その内容が定められるべきものであり、全員の参加に至るまでの参加の形態についても、自治事務である以上、地域の実情に応じた多様な形態が認められるべきものと考えます。

第二は、国や都道府県の、基礎的地方公共団体に対する恣意的な対応を許さない、ということです。横浜方式は、明確に国が認めた方式であり、横浜市に認めながら杉並区には認めないという取り扱いは、法の下の平等に反しており、許されるべきものではありません。

第三は、国や都道府県と基礎的地方公共団体との紛争解決の方法の一つとして、訴訟による公正な判断を求めるという道筋を明確にすることです。国や都道府県を相手に訴訟を提起するということは、これまでほとんどなかったことであり、法制度や判例なども、広く訴訟の門戸を開放しているとは言いがたい状況にあります。しかし、杉並区も憲法上の自治権の主体であり、法制上も、国や東京都と基本的に対等な関係にあります。特に、平成11年の地方自治法の大改正は、全体として、それぞれの関係が上下関係ではなく、対等な協力関係にあることを明らかにしています。こうした中では、紛争が生じた場合に司法の判断を求めるのは当然であり、自治と分権の時代と言われる今日、今後はこうした訴訟が増加していくものと思われます。

本件訴えの名称 住基ネット受信義務確認等請求事件

4. 本件訴えの当事者 原告は杉並区、被告は国および東京都

5. 本件訴えで裁判所に請求すること

- (1)被告東京都に対して、原告が、被告東京都への通知を受諾した杉並区民の本人確認情報(氏名、出生の生年月日、男女の別、住所および住民票コード並びにこれらの変更情報)を住民基本台帳ネットワークシステムを通じて送信する場合、これを受信する義務を有することの確認を求めること。
- (2) 被告東京都は、原告杉並区の横浜方式による参加の協力要請に応じず、受信義務を履行しない。また、被告国は、横浜方式での参加について、被告東京都に対して必要な協力をするよう適切な指導を行わず、さらに、平等原則に反して、横浜市の横浜方式による参加を容認しながら原告の参加については違法である旨を告知する等、被告東京都と共同して、原告の横浜方式での参加を妨害している。被告らによるこれらの違法行為により、原告の被った損害の賠償を求めること。

6.横浜方式による送信の適法性

住基ネットについては、万全の安全体制にあることが確認されるに至っていない。また、このことに危惧を抱く相当数の区民が存在する場合、原告は、住基法第36条の2第1項に基づく必要な措置として、少なくとも、本人確認情報の非通知希望者については、横浜方式の先例にならい、その本人確認情報を被告東京都に送信しない扱いをすることができる。

7.被告東京都の受信義務

被告東京都は、住基法30条の5第1項及び第2項の反面として、横浜方式に則って送信された杉並区民のデータを受信する義務がある。

8.被告らの違法行為による損害

(1)住基ネット設備関連費用について

平成15年6月4日から、平成16年7月31日までの期間に対応する CS 等の住基ネット機器賃借料相当額 1171万6866円

(2)転入および転出手続き上の郵便費用について

本来住基ネット上で処理可能な転入転出手続きをすることができないことから支出を余儀なくされている転入通知郵送費用及び受取人払い郵便費用 304万2160円

(3)住民票無料交付について

住基ネットによる本人確認ができないため必要となる住民票の交付手数料について、原告が負担している手数料相当額 585万5882円(ただし、 非通知希望者割合分を除く。)

(4) 人件費について

横浜方式での参加により、本来なら削減できたはずの平成15年6月4日から現在までの447日分の人件費相当額 2348万2769円および、平成15年度3月分のアルバイト報酬相当額 67万2000円

(5)損害合計額

(1)から(4)の合計4476万9677円